

令和6年10月29日(火)
指定居宅介護支援事業所対象集団指導

ケアマネジメントの注意事項等について

松本市 健康福祉部 福祉政策課 福祉監査担当

秋元 結貴

今回の趣旨

これまでの実地指導・監査等で確認された事例を紹介します。
主に、

- ・介護サービス事業所から要望があったもの
- ・利用者やその家族等とトラブルになったもの
- ・指定基準等の違反になるおそれがあるもの

注意事項①

給付できないサービスが、ケアプランに位置付けられている。

(事例1) 訪問介護で、ごみ屋敷の片づけが依頼されている。

(事例2) デイサービス(通所介護及び地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護)の利用中に事業所の職員に、利用者の私物の洗濯を通所介護等サービスとして依頼している。

注意事項①（事例1）

介護保険法（平成9年法律第123号）

第8条

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅において介護を受けるもの（居宅要介護者）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

第5条 法第8条第2項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

日常生活上の世話を逸脱した清掃（単発かつ長時間で大掛かりなもの）は、介護給付の対象とはいえません。また、そのような場合は消毒作業や家具の移動などの一人では行えない作業等の専門的な作業を伴うことが想定されます。

☞ 清掃専門業者などのインフォーマルサービスの検討をしてください。

注意事項①（事例2）

介護保険法（平成9年法律第123号）

第8条

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

第10条 法第8条第7項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

介護保険法令において、「洗濯」は通所介護等での日常生活上の世話に含まれていません。場合によっては、通所介護等事業者が、クリーニング業法に抵触するおそれがあります。

☞ 通所介護等で機能訓練として利用者本人が洗濯を行うことや訪問介護等でのサービス提供を検討をしてください。

注意事項②

事業所との調整が十分に図れていないケース

有料老人ホームに居住している利用者に対する訪問介護サービスの不適切事例

(事例1) 居宅サービス計画と訪問介護計画、サービス提供実績の全てが一致しない

→利用者と約束した回数やサービス内容が提供されていない場合もあります。

(事例2) 一人の訪問介護員等が、同時に複数の利用者のケアを行っている。

→その内の1人分だけ報酬請求し、残りは無償でサービス提供していることになっている場合もあります。

注意事項②

- ・ サービス担当者会議等で、サービス提供責任者と調整が図れていないケースもあるため、**当該プランの内容で対応が可能か確認**してください。（その中には、開催の真偽が怪しいものもあります。）
- ・ 居宅サービス計画がサービス担当者に交付されていないケースや訪問介護等の各事業者から個別サービス計画の提出を求めているケースがあります。必ず、**居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性・整合性**を確認してください。

※参考

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）第3の一の3

(14) 訪問介護計画の作成

- ① （前略）（サービス提供責任者は、）訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。（後略）

注意事項②

・指定基準で、モニタリングは「介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする」とされているため、モニタリングの中で**サービス提供の実施状況も把握**してください。

・実施状況を把握する中で、サービス提供責任者から、利用者の心身の状態の変化等で訪問介護計画の変更を打診された場合、**居宅サービス計画の変更**も検討してください。

※参考

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の注意（平成12年老企第36号。以下「算定留意事項」）

第2の2(4) 訪問介護の所要時間

- ① 訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間とすること。
- ② 訪問介護の報酬については、①により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間がいずれの時間区分に該当するかをもって決定されるものである。訪問介護の所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時には硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。
- ③ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が①により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせるものとする。具体的には、介護報酬の算定に当たっての時間区分を下回る状態（例えば、身体介護中心型において、標準的な時間は45分、実績は20分の場合）が1カ月以上継続する等、常態化している場合等が該当する。

注意事項③

個別サービス計画と居宅サービス計画間での整合性が取れないケースがある。

(事例1) 居宅サービス計画書第2表への記載が「個別機能訓練加算」のみであったり、サービス内容が「筋力維持のため個別機能訓練を算定」という表記のみのため通所介護計画書上での個別機能訓練加算の表記と乖離が生じている。

(事例2) 位置付けた介護保険サービスによっては、第2表の長期目標や短期目標の内容が沿わないケースがある。

目標: 筋力を維持したい ⇒ サービス: 訪問介護の生活援助

注意事項③ (事例1)

個別機能訓練

具体的な記載

居宅における生活行為 ⇒ トイレに行く、料理を作る等
社会的関係の維持に関する行為

⇒ 商店街に買い物に行く、孫とメールを交換する等

個別機能訓練目標の設定に当たっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。

算定留意事項第2の7の(13)の①のハ

注意事項③ (事例2)

極端な例ですが...

第2表

居宅サービス計画書 (2)

作成年月日 年 月 日

利用者氏名 _____ 殿

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	目標				援助内容					
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間
脳梗塞後遺症の影響で下肢の筋力が低下している。いつまでも自分の足で歩きたい。	一人で買い物できる		下肢筋力を維持する		デイサービスで専門職と一緒に機能訓練を行う。	○	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> デイサービス			
					ヘルパーが日常品等の買い物に行く	○	○△ヘルパーステーション			

目標と援助内容の整合に注意してください！

最後に

引続き、アセスメント・モニタリングによる利用者の意向や状態像の把握と、サービス担当者会議・モニタリング等を通じたサービス担当者との情報共有をお願いします。